

メディカルコントロール 体制に関する実態調査結果

令和4年1月

消防庁

■ □ 目 次 □ ■

第 1 章 調査概要

1. 調査の目的
2. 調査方法
 - (1) 対象
 - (2) 調査表の配布・回収方法
3. 調査名

第 2 章 メディカルコントロール協議会票の結果

第 1 節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員（都道府県 MC・地域 MC）
2. メディカルコントロール協議会の予算負担者（都道府県 MC・地域 MC）
3. 協議会で取り上げられた課題（都道府県 MC・地域 MC）
4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割（都道府県 MC・地域 MC）
5. 法定協議会としての位置付け（都道府県 MC）

第 2 節 救急活動

1. オンライン MC に関する取組（都道府県 MC・地域 MC）
2. 事後検証
 - (1) 医師による事後検証の実施状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 医師による事後検証の基準（地域 MC）
3. 評価指標を用いた P D C A の取組（都道府県 MC・地域 MC）
4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応
 - (1) 対応方針の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 対応方針の内容（都道府県 MC・地域 MC）

第 3 節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定
 - (1) 指導救命士の認定状況（都道府県 MC）
 - (2) 指導救命士の消防教育機関での活用状況（都道府県 MC・地域 MC）
2. 通信指令員の救急に係る教育
 - (1) 教育の実施状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用（都道府県 MC・地域 MC）
 - (3) 口頭指導要領の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (4) 口頭指導に係る事後検証の実施（都道府県 MC・地域 MC）

第3章 消防本部票の結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置
2. 指導救命士の役割

第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーション
 - (1) 救急ワークステーションの運用
 - (2) 救急ワークステーションの運用方法
2. 救急隊員・救急救命士に対する教育
 - (1) 救急隊員に対する生涯教育の教育管理体制、救急救命士に対する再教育（病院実習、日常教育）の教育管理体制
 - (2) 救急救命士に対する生涯教育の教育管理体制
3. 救急救命士の再教育の履修状況

第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導について

1. 教育の実施状況
2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用
3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの承認
4. 口頭指導に係る事後検証の実施

第4節 心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応について

1. 対応方針の策定
2. 対応方針の内容

第5節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備
2. 感染防止に関する研修の実施状況

第1章 調査概要

1. 調査の目的

救急業務の質の維持・向上等を目的として、救急業務において重要な役割を担うメディカルコントロール（以下「MC」という。）に関し、MC協議会の体制、開催状況等をはじめとする全国の実態を調査・把握するために実施した。

2. 調査方法

(1) 対象

全国の都道府県MC協議会、地域MC協議会、消防本部を対象として、それぞれに調査票を作成した。

なお、都道府県内に地域MC協議会を設置していない都道府県については、地域MC協議会の役割を都道府県MC協議会が担っていることから、都道府県MC協議会に地域MC協議会の調査票の回答も依頼した。

対象数は、以下のとおり。

- 都道府県MC協議会 47 協議会
- 地域MC協議会 251 協議会
- 消防本部 724 消防本部

(2) 調査票の配布・回収方法

各都道府県消防防災主管部（局）を通じて各対象へ調査票を配布し、回答結果を都道府県が取りまとめた上で、消防庁が回収した。

3. 調査名

(1) 「救急救命体制の整備・充実にに関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」

(ア) 期間

令和3年8月4日～令和3年8月31日

(イ) 基準日

令和3年8月1日（昨年比較：令和2年8月1日）

(ウ) 回収率

100%

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員

構成員については、以下のとおり。

図表1 MC協議会の構成員と人数（都道府県MC票・地域MC票）（複数回答）

構成員種別	都道府県MC (N=47)		地域MC (N=251)	
	MC数※	平均値	MC数※	平均値
①救命救急センターの医師	44	5.0人	168	2.4人
②救命救急センター以外の救急科専門医	28	3.0人	111	2.8人
③救急科以外の医師	42	5.6人	216	5.4人
④医師会の医師	47	2.8人	234	3.3人
④のうち救急専門医	7	1.7人	12	1.3人
⑤保健所の医師	17	1.6人	182	1.5人
⑤のうち救急専門医	0	0.0人	4	1.0人
⑥都道府県衛生主幹部局の課長等	38	1.3人	93	1.4人
⑦都道府県消防防災主幹部局の課長等	39	1.2人	137	1.2人
⑧消防本部の消防長、救急担当部課長等（管理監督者）	45	6.6人	235	3.5人
⑨都道府県の要綱等で定めた指導救命士	4	5.3人	57	3.8人
⑩消防本部の通信指令担当課長	0	0.0人	18	1.1人
⑪その他	27	3.1人	108	3.5人

※表中の「MC数」とは、各構成員について「1人以上配置している」と回答したメディカルコントロール協議会数を計上

「その他」に挙げられた回答（回答の多かった順）

（都道府県MC票）

<input type="checkbox"/> 看護協会	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 市町村会会長	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 保健所・保健福祉部局
<input type="checkbox"/> 消防協会会長	<input type="checkbox"/> 消防学校長	など		

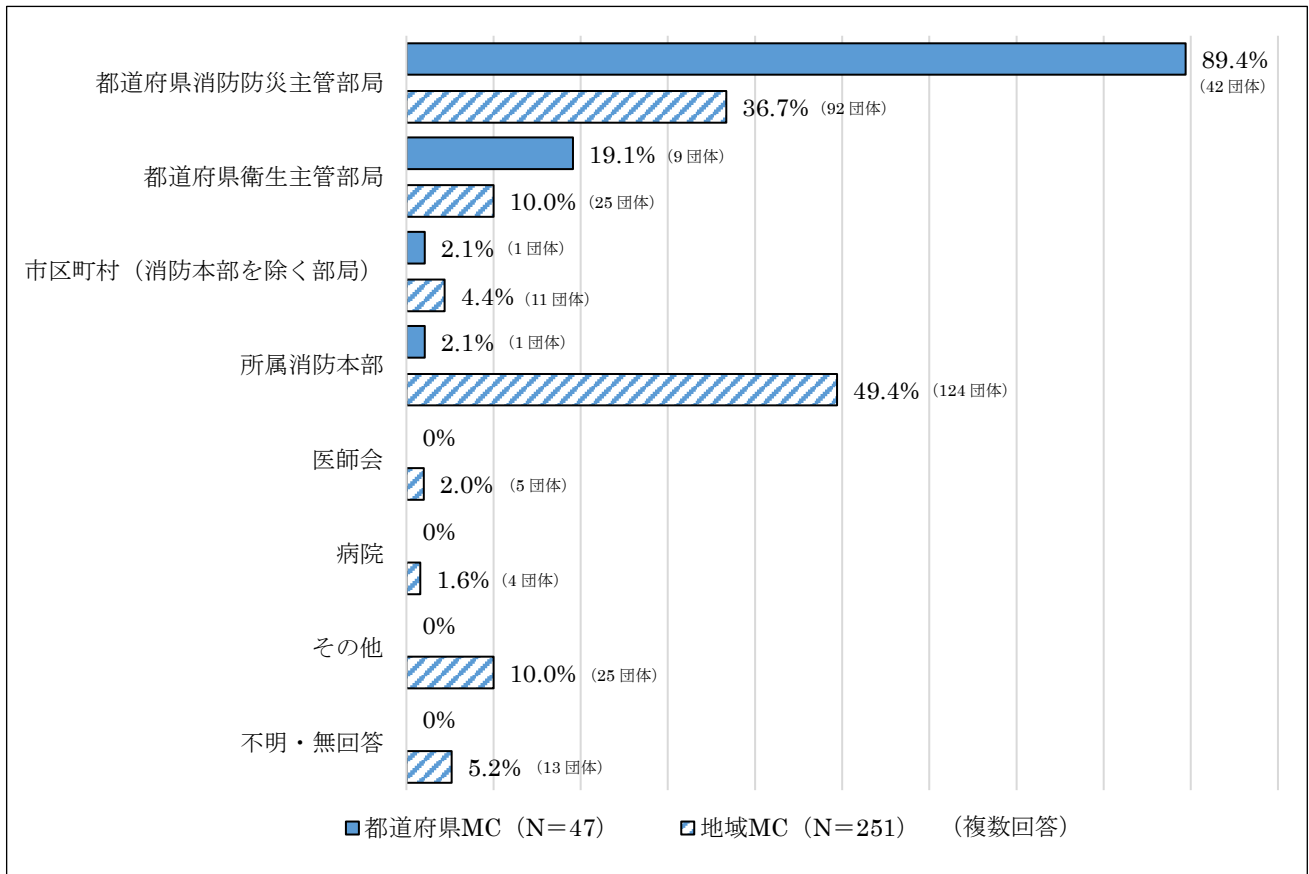
（地域MC票）

<input type="checkbox"/> 保健所・保健福祉部局	<input type="checkbox"/> 消防職員	<input type="checkbox"/> 看護協会	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 市町村会会長
<input type="checkbox"/> 歯科医師	<input type="checkbox"/> 警察署	<input type="checkbox"/> 薬剤師	<input type="checkbox"/> 弁護士	など

2. メディカルコントロール協議会の予算負担者

- 都道府県MC：「都道府県消防防災主管部局」が最多で42団体（89.4%）、次いで「都道府県衛生主管部局」が9団体（19.1%）、「市区町村」・「所属消防本部」が1団体（2.1%）となっている。
- 地域MC：「所属消防本部」が最多で124団体（49.4%）、次いで、「都道府県消防防災主管部局」が92団体（36.7%）、「都道府県衛生主管部局」・「その他」が25団体（10.0%）となっている。

図表2 令和3年度 予算負担者（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

(地域MC票)

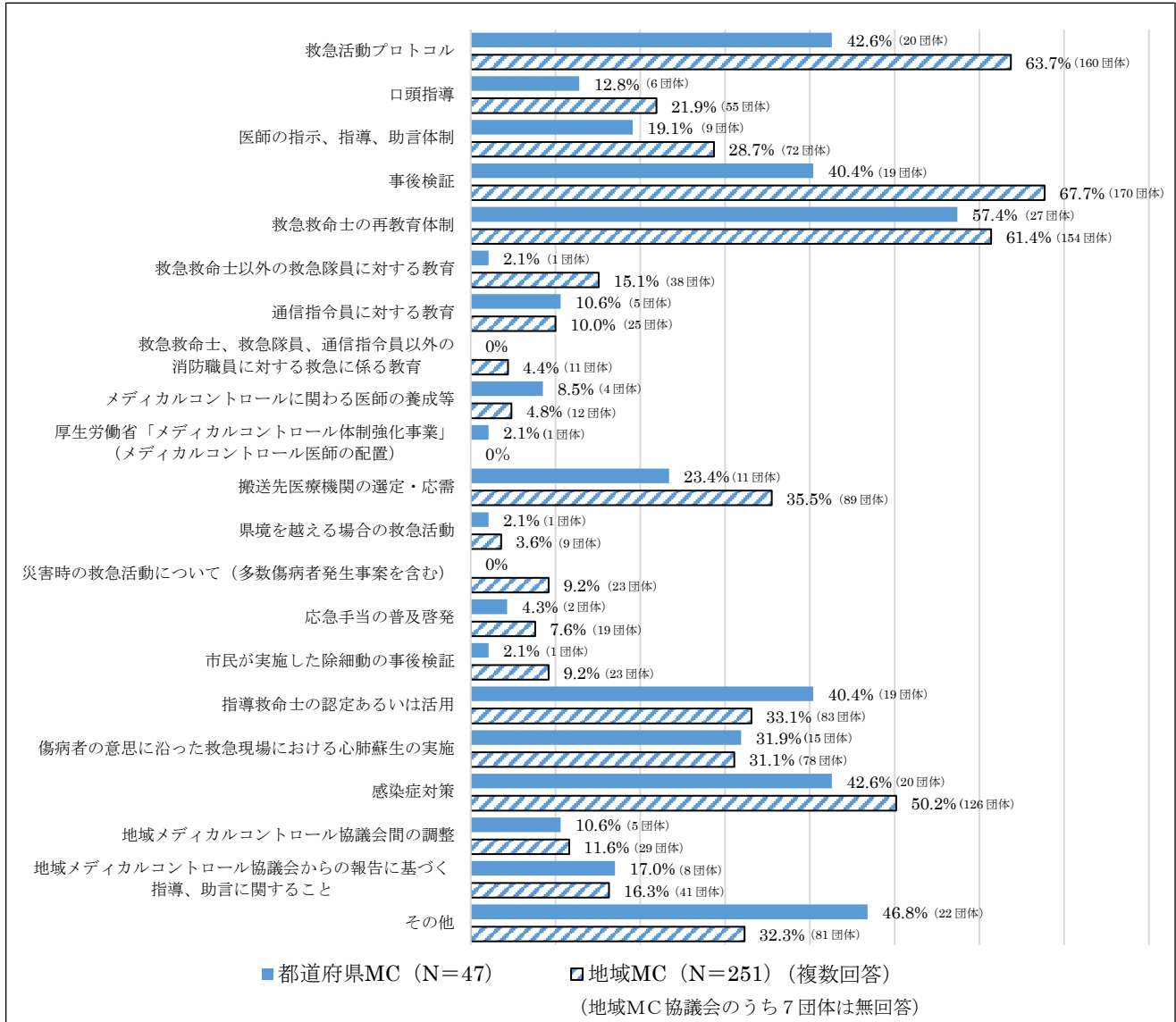
- 予算なし ○救急・医療に関する協議会（地域包括医療協議会、救急業務高度化推進協議会）
- 県補助金 など

3. 協議会で取り上げられた課題

○都道府県MC：「救急救命士の再教育体制」が最も多く、次いで「救急活動プロトコル」、「感染症対策」が多い。

○地域MC：「事後検証」、「救急活動プロトコル」、「救急救命士の再教育体制」の順に多い。

図表3 取り上げられた課題（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

(都道府県MC票)

○事後検証実施要領の改正 ○転院搬送における救急車の適正利用について ○地域ケア情報システムの機能
 ○救急安心センター事業（#7119）について ○傷病者の搬送及び受入れの実施基準について
 ○新型コロナウイルス感染症への対応について ○民間救急救命士の特定行為について など

(地域MC票)

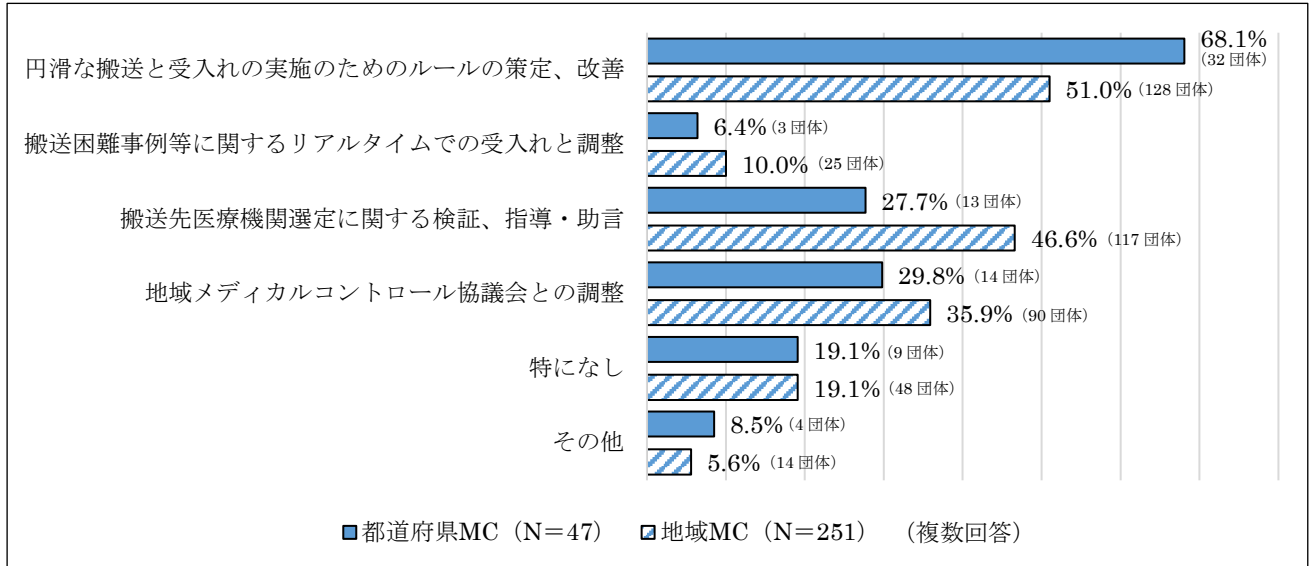
○気管挿管・ビデオ硬性喉頭鏡病院実習について ○救急活動記録票の改正について ○救急ワークステーションについて
 ○高齢者の搬送について ○新型コロナウイルス感染症対応について ○心肺蘇生を望まない傷病者への対応について
 ○転院搬送について ○WEBの活用について など

4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割

○都道府県MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」の回答が最多。

○地域MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」、「搬送先医療機関選定に関する検証、指導・助言」の順に多い。

図表4 救急搬送体制に係る調整に関するMC協議会の役割（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答 (都道府県MC票)

○救急体制の調査研究 ○救命士再教育に関する企画 ○通信指令員への講習の企画 など

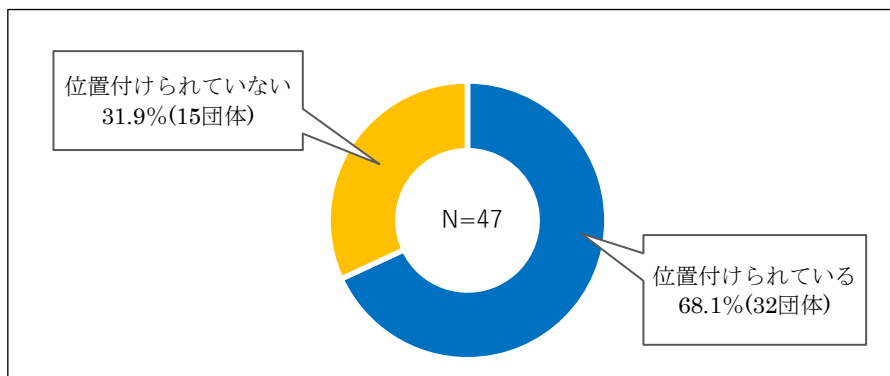
(地域MC票)

○気管挿管・ビデオ硬性喉頭鏡病院実習等について ○12誘導心電図導入について
○転院搬送ガイドライン ○心肺蘇生を望まない傷病者への対応について ○症例検討会の開催 など

5. 法定協議会としての位置付け

○都道府県MC協議会の32団体(68.1%)が、消防法第35条の8に定める法定協議会として位置付けられていると回答した。

図表5 法定協議会としての位置付け（都道府県MC票）



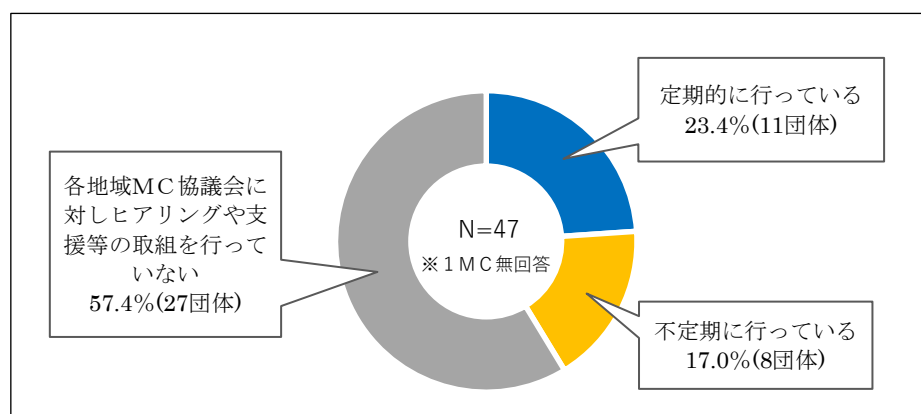
第2節 救急活動

1. オンラインMCに関する取組

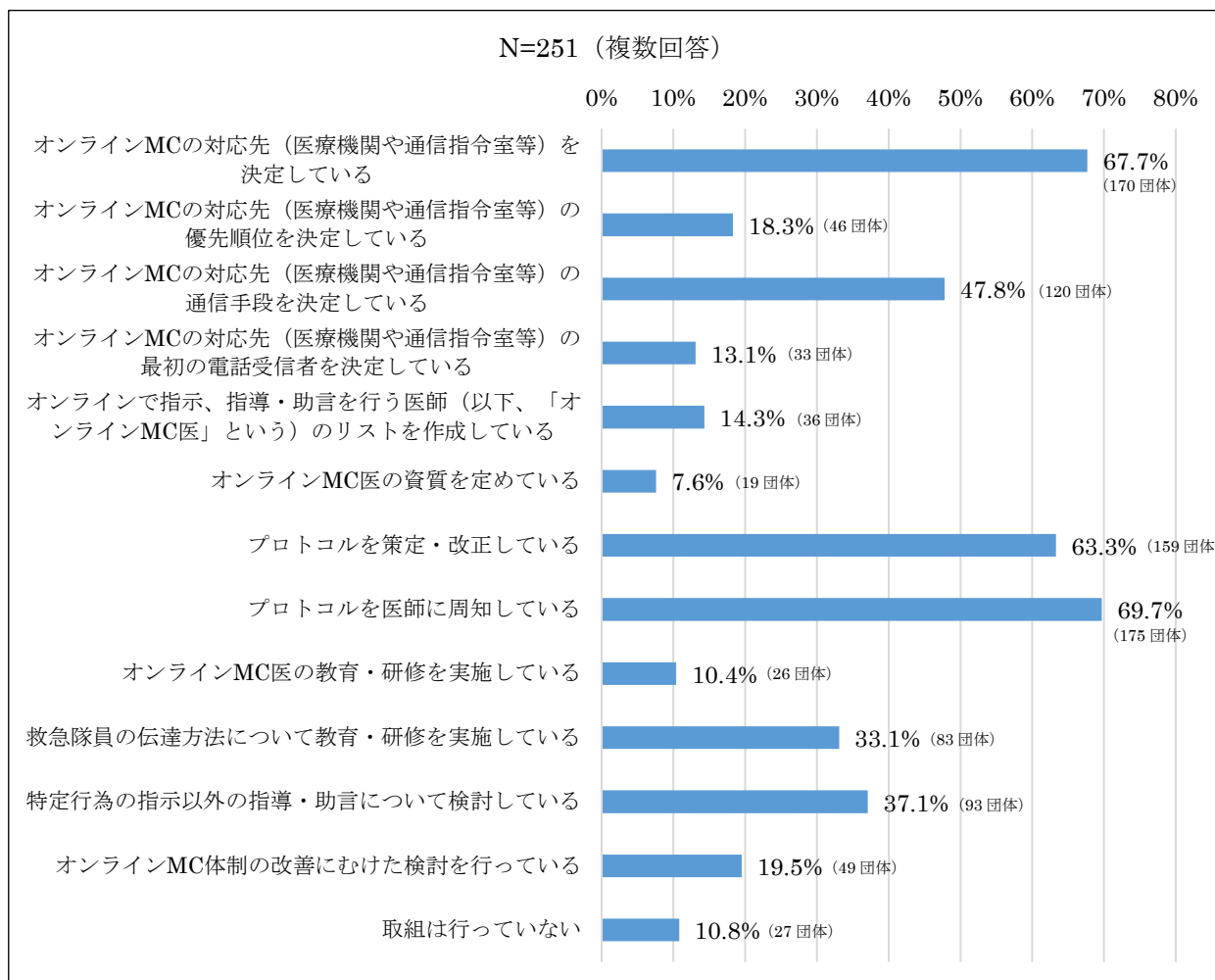
○都道府県MC：各地域におけるオンラインMC体制の充実に向け、「各地域MC協議会に対しヒアリングや支援等の取組を行っていない」が最も多い。

○地域MC：「プロトコルを医師に周知している」、「オンラインMCの対応先（医療機関や通信指令室等）を決定している」の順に多い。

図表6 オンラインMCの取組
(都道府県MC票)



(地域MC票)



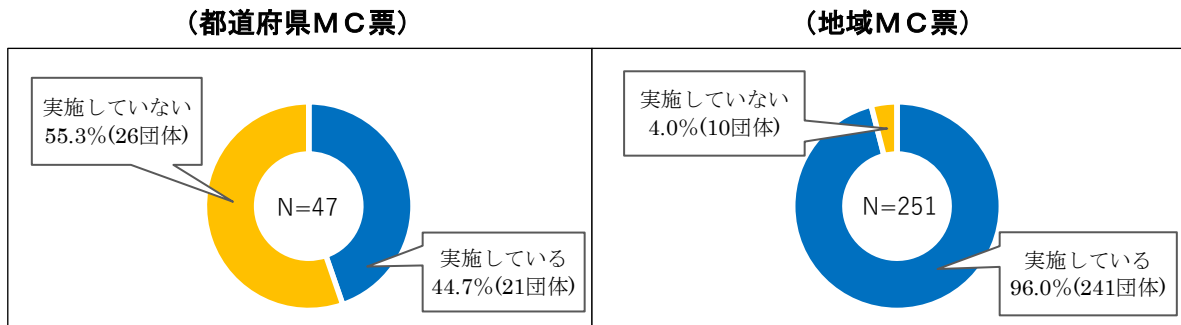
2. 事後検証体制

(1) 医師による事後検証の実施状況

○都道府県MC : 21 団体 (44.7%) で実施している。

○地 域 M C : 241 団体 (96.0%) で実施している。

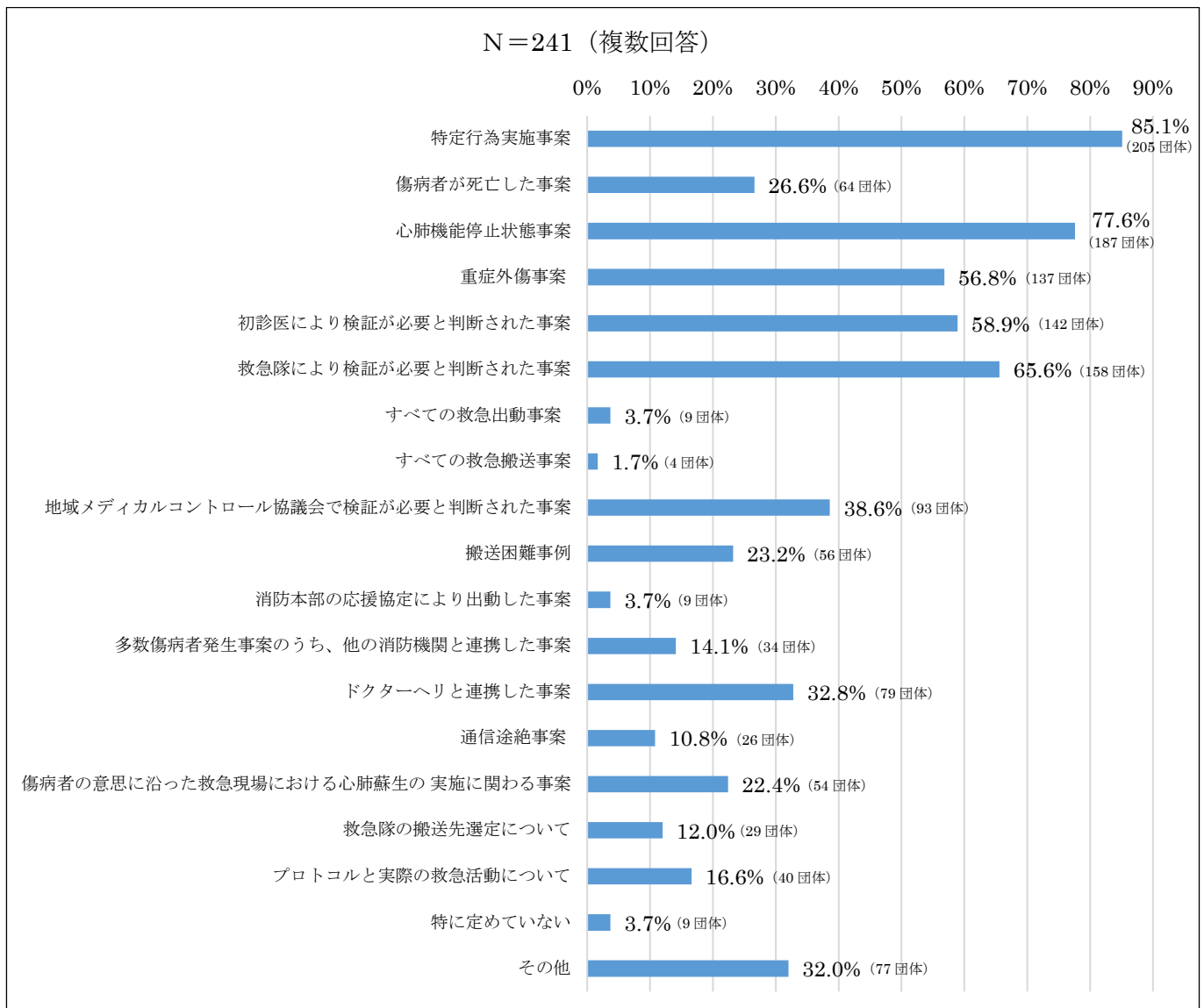
図表 7 医師による事後検証の実施状況



(2) 医師による事後検証の基準

○地 域 M C : 「特定行為実施事案」、「心肺機能停止状態事案」の順が多い。

図表 8 医師による事後検証の基準 (地域MC票)

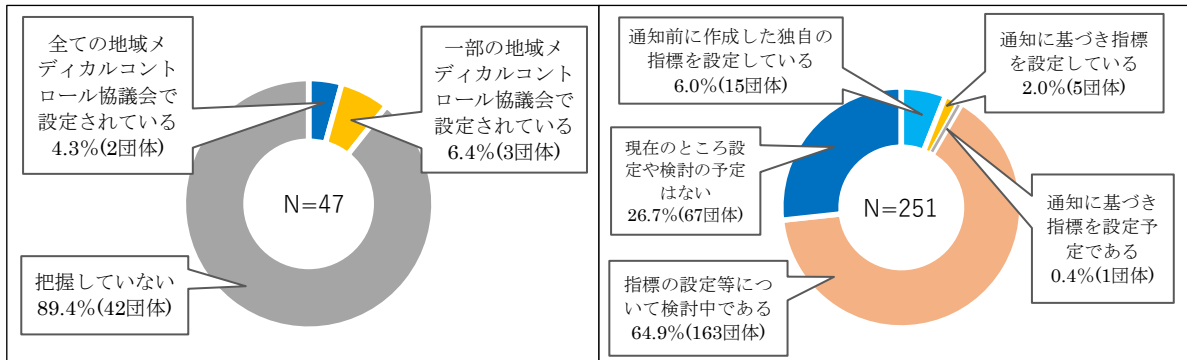


3. 評価指標を用いたPDCAの取組

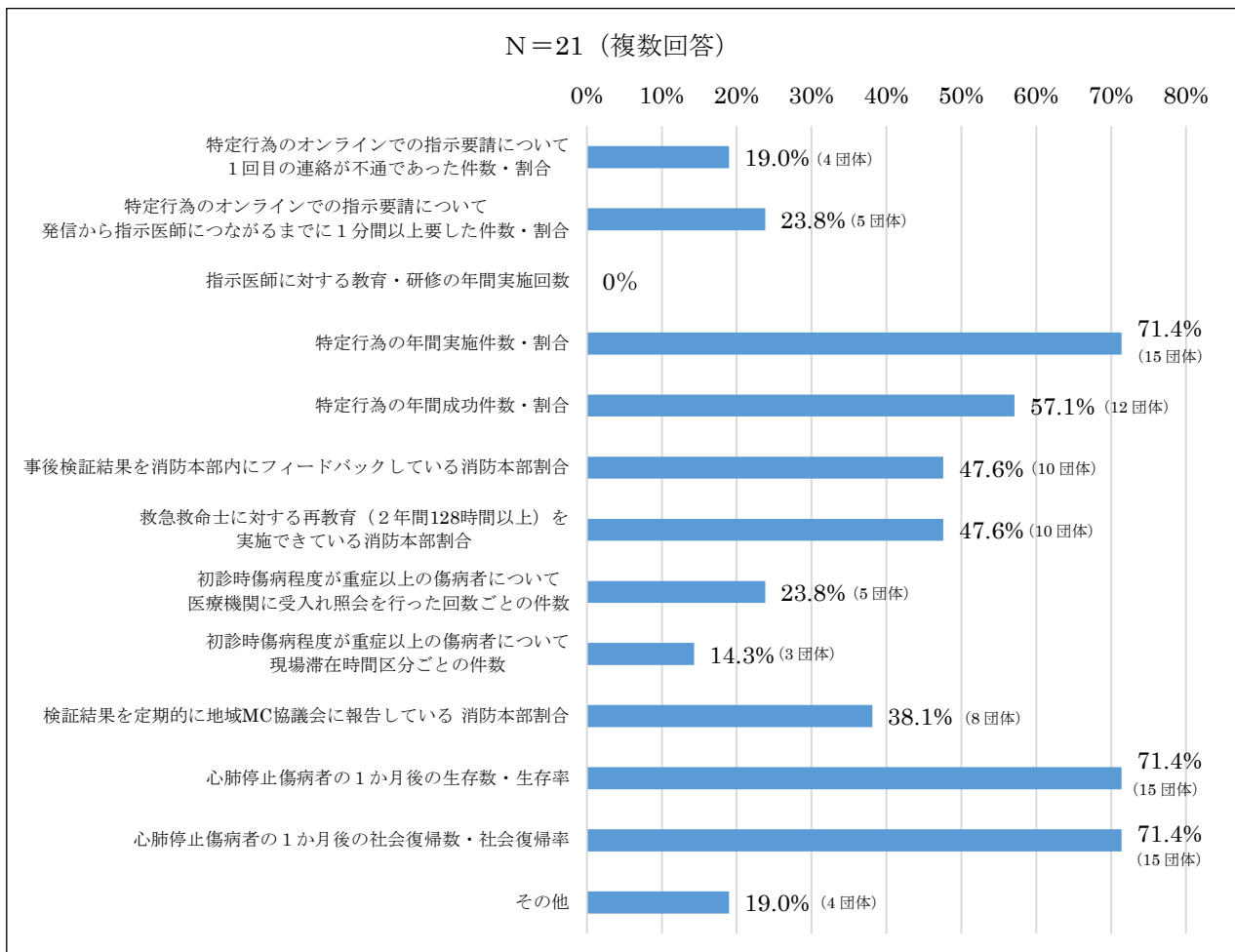
○管内の地域MC協議会が、評価指標を設定しているかどうか「把握していない」と答えた都道府県MCが42団体（89.4%）と最も多い。

○地域MC協議会の中で、20団体（8.0%）が評価指標を設定、1団体（0.4%）が設定予定であり、指標の項目は「特定行為の年間実施件数・割合」、「心肺停止傷病者の1か月後の生存数・生存率」、「心肺停止傷病者の1か月後の社会復帰数・社会復帰率」が15団体（71.4%）と最も多い。

図表9 評価指標を用いたPDCAの取組
(都道府県MC票) (地域MC票)



図表10 現在の指標の項目
(地域MC票)

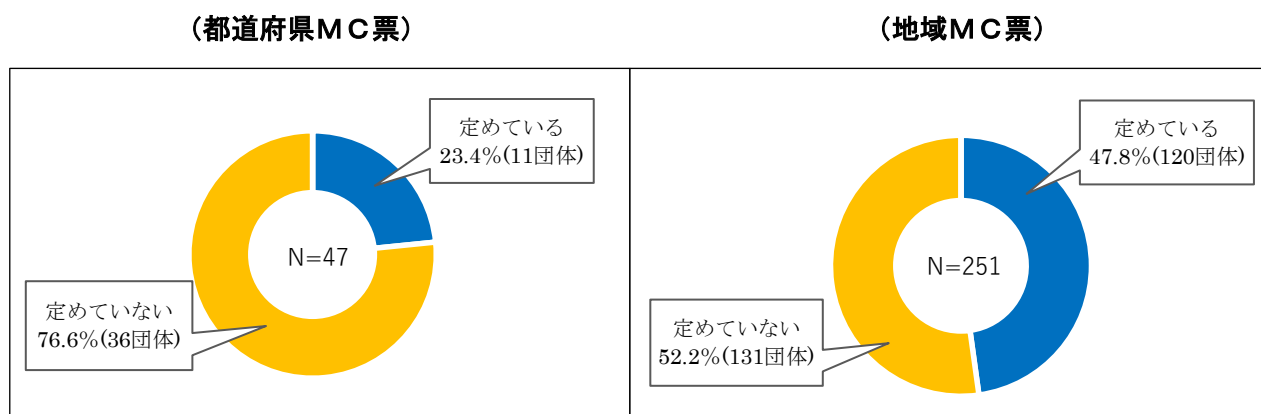


4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

(1) 対応方針の策定

- 都道府県MC : 11 団体 (23.4%) が定めていると回答した。
- 地 域 M C : 120 団体 (47.8%) が定めていると回答した。

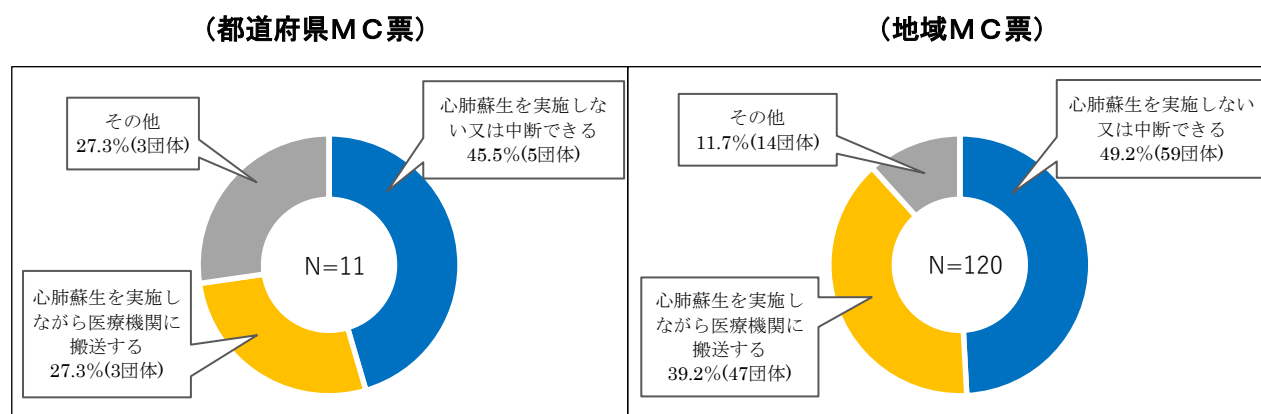
図表 11 対応方針の策定



(2) 対応方針の内容

○都道府県MC、地域MCともに改訂された内容としては、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、医師からの指示など一定の条件のもとに、心肺蘇生を実施しない、又は中断することができる」の回答が多い。

図表 12 対応方針の内容



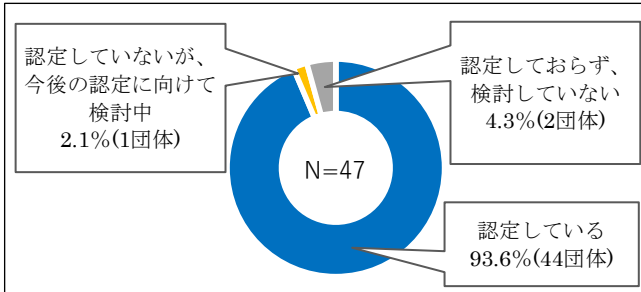
第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定

(1) 指導救命士の認定状況

44 団体 (93.6%) が認定していると回答している。

図表 13 指導救命士の認定状況 (都道府県MC票)



	MC数	認定者数
指導救命士の認定	44 団体	2,598 人 (※)

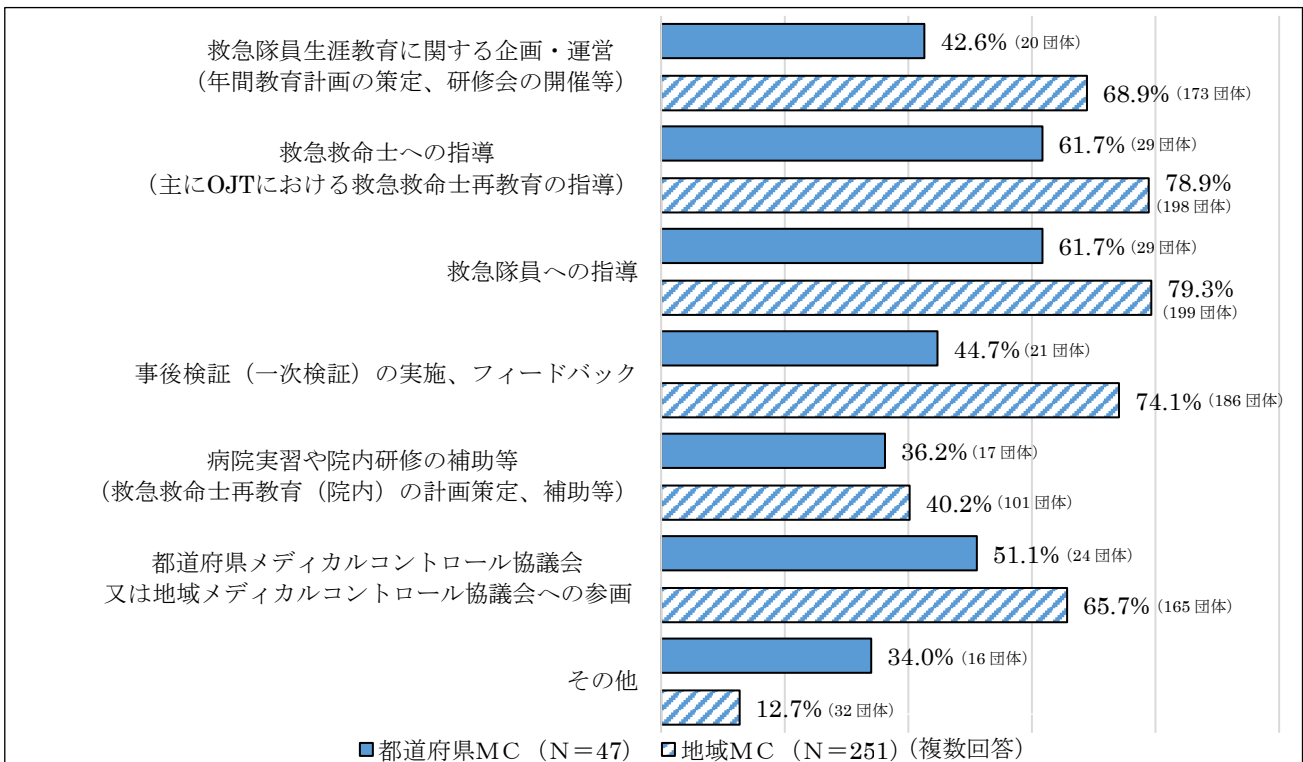
※これまでに認定された指導救命士数 (累計)
(都道府県独自の認定基準も含む)

(2) 指導救命士を活用した取組

○都道府県MC : 「救急隊員への指導」、「救急救命士への指導」が最も多い。

○地 域 M C : 「救急隊員への指導」、「救急救命士への指導」の順に多い。

図表 14 指導救命士を活用した取組 (都道府県MC票、地域MC票)



「その他」に挙げられた回答

(都道府県MC票)

○消防学校等の講師 ○全国規模の研修会への参画 ○ビデオ硬性喉頭鏡追加講習講師 など

(地域MC票)

○救急車同乗実習 ○他本部とのリエゾン業務 ○救急ワークステーションでの教育指導 など

2. 通信指令員の救急に係る教育

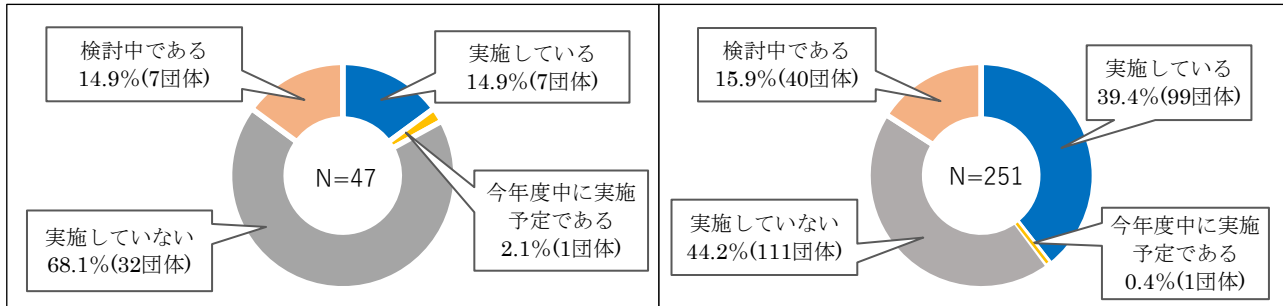
(1) 教育の実施状況

○都道府県MCでは7団体(14.9%)、地域MCでは99団体(39.4%)が実施している。

図表 15 通信指令員への救急に係る教育の実施状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



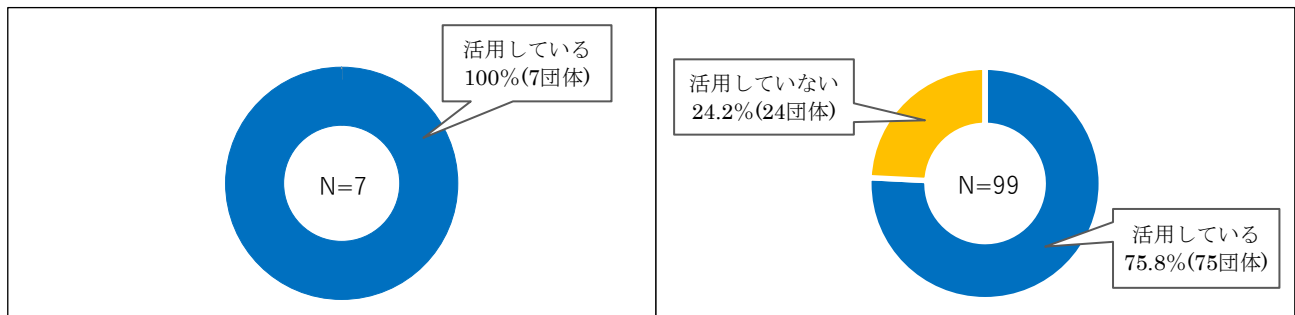
(2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

○都道府県MCでは7団体(100%)、地域MCでは75団体(75.8%)が活用している。

図表 16 教育テキストの活用状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



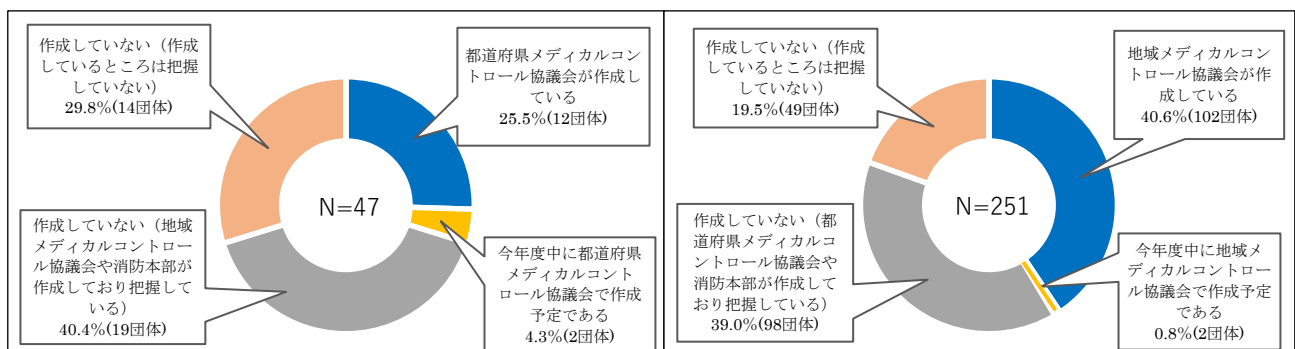
(3) 口頭指導要領の策定

○都道府県MCでは12団体(25.5%)、地域MCでは102団体(40.6%)が策定している。

図表 17 口頭指導要領の策定状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



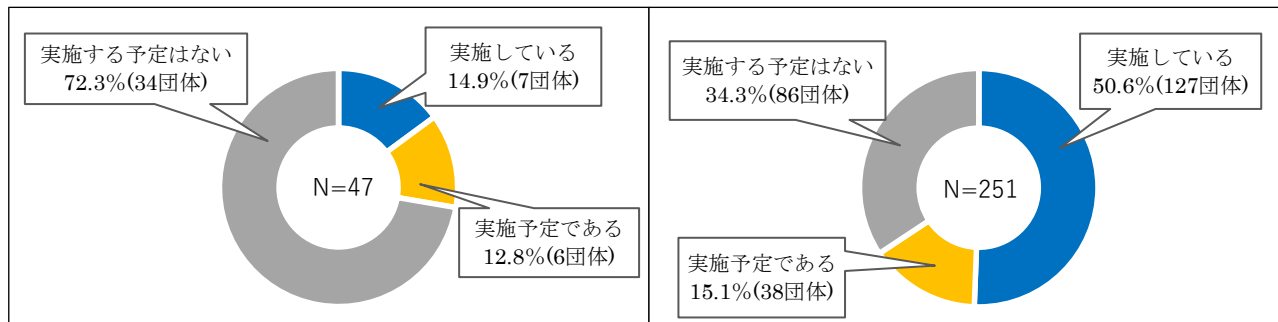
(4) 口頭指導に係る事後検証の実施

○都道府県MCでは7団体(14.9%)、地域MCでは127団体(50.6%)が実施している。

図表 18 口頭指導に係る事後検証の実施状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



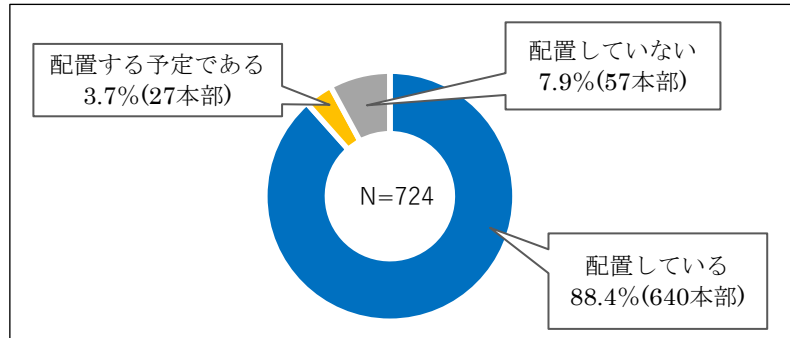
第3章 消防本部の調査結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置

全国の消防本部の中で 640 消防本部（88.4%）が配置している。

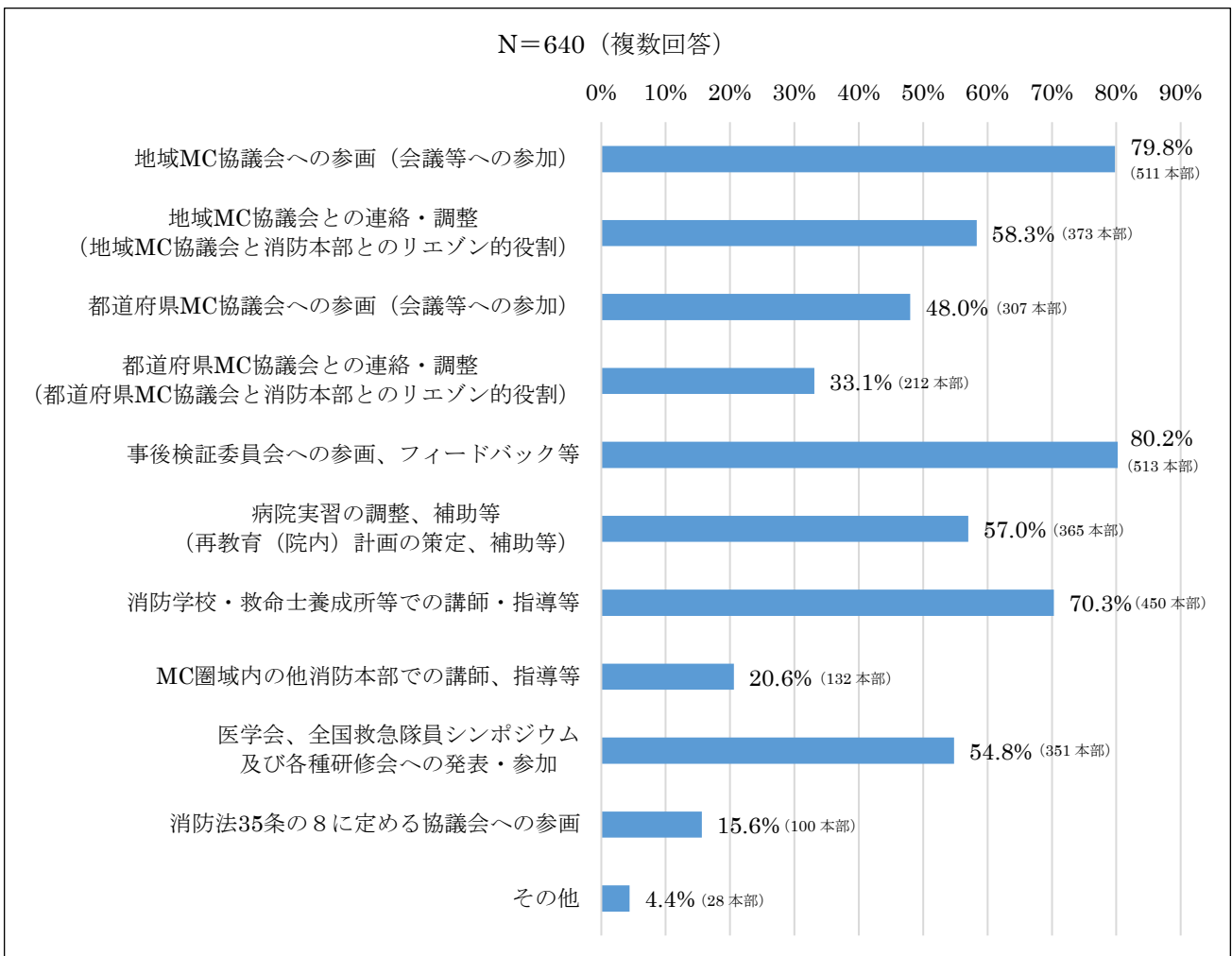
図表 19 指導救命士の配置状況（消防本部票）



2. 指導救命士の役割

指導救命士の役割は、事後検証委員会への参画が 513 本部（80.2%）、地域MC協議会への参画が 511 本部（79.8%）、消防学校・救命士養成所等での講師、指導等が 450 本部（70.3%）の順に多い。

図表 20 指導救命士の役割（消防本部票）



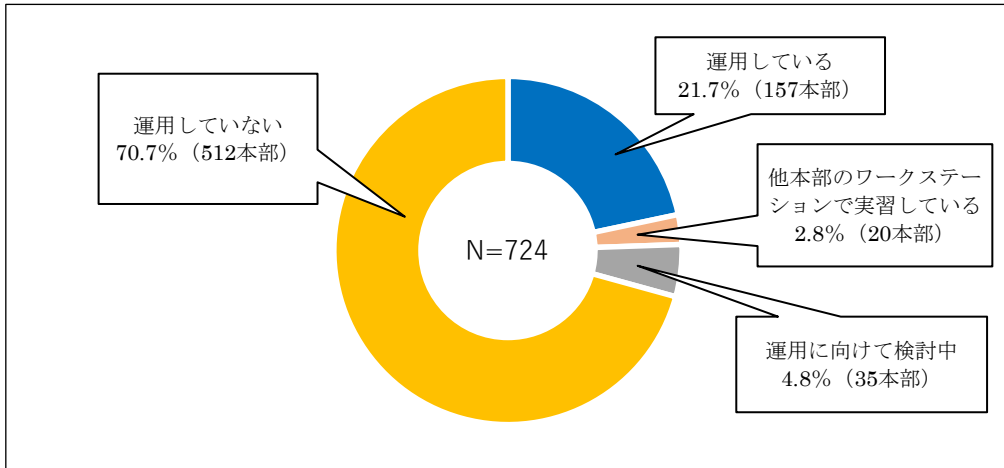
第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーション

(1) 救急ワークステーションの運用

救急ワークステーションを運用している消防本部は157本部（21.7%）あり、他本部のワークステーションで実習している消防本部が20本部（2.8%）ある。

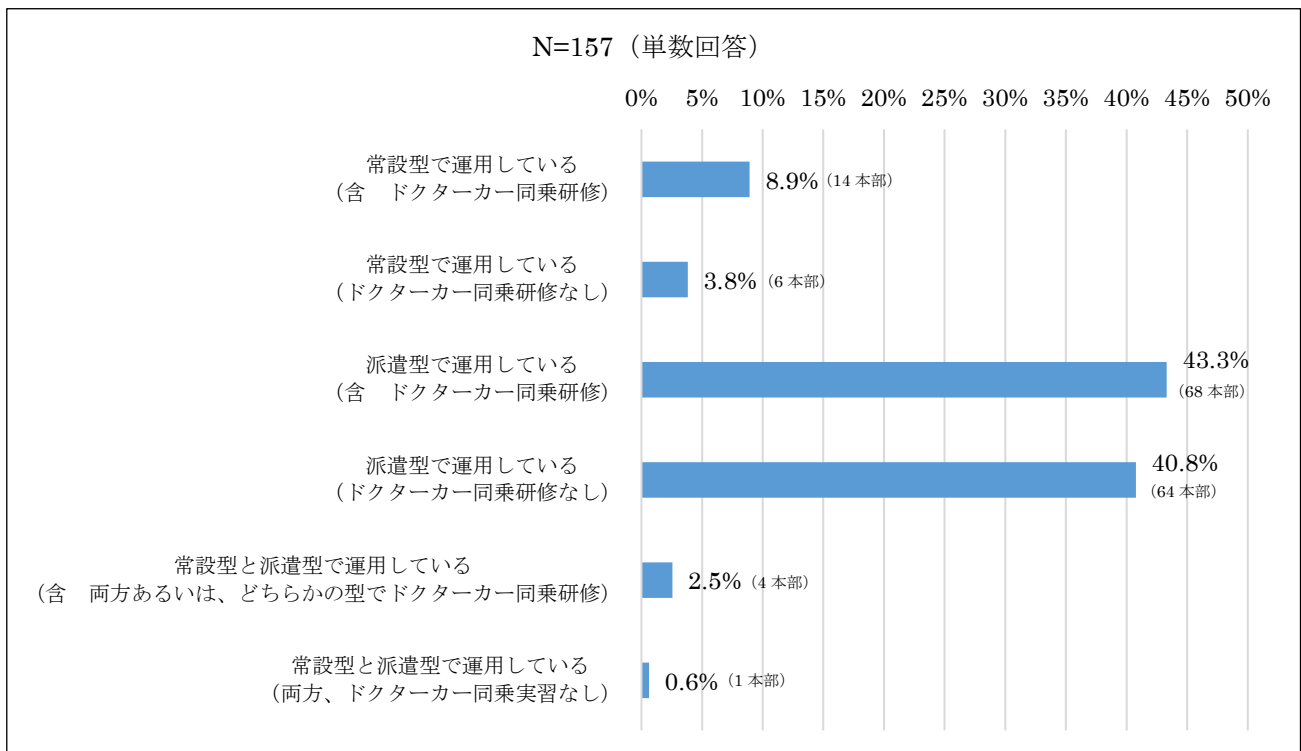
図表 21 救急ワークステーションの運用状況（消防本部票）



(2) 救急ワークステーションの運用方法

救急ワークステーションを運用している消防本部のうち、常設型（含 ドクターカー同乗研修）で運用しているのが14消防本部、常設型（ドクターカー同乗研修なし）で運用しているのが6消防本部、派遣型（含 ドクターカー同乗研修）で運用しているのが68消防本部、派遣型（ドクターカー同乗研修なし）で運用しているのが64消防本部、常設型と派遣型の両方で運用しているのが5本部となっている。

図表 22 救急ワークステーションの運用方法（消防本部票）

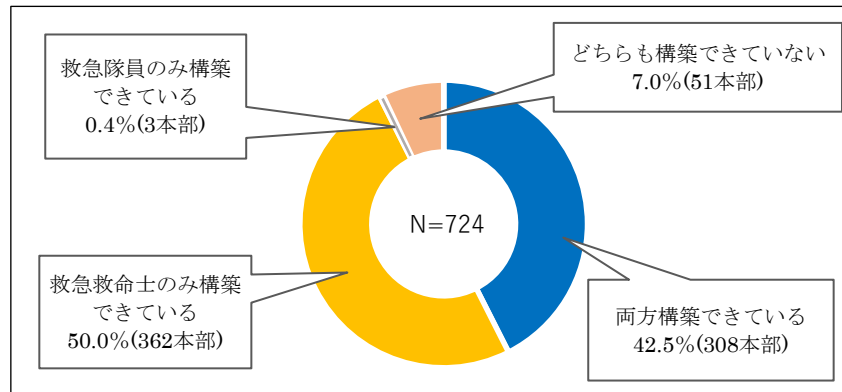


2. 救急隊員・救急救命士に対する教育

(1) 救急隊員に対する生涯教育の教育管理体制、救急救命士に対する再教育の教育管理体制

救急救命士のみ構築できている 362 本部 (50.0%)、両方構築できている 308 本部 (42.5%) の順に多い。

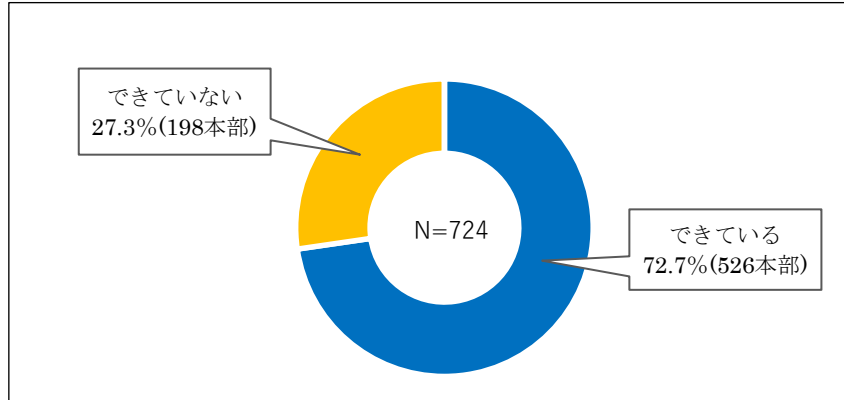
図表 23 救急隊員に対する生涯教育、救急救命士に対する再教育の管理体制 (消防本部票)



(2) 救急救命士に対する生涯教育の教育管理体制

526 本部 (72.7%) で教育管理ができていると回答した。

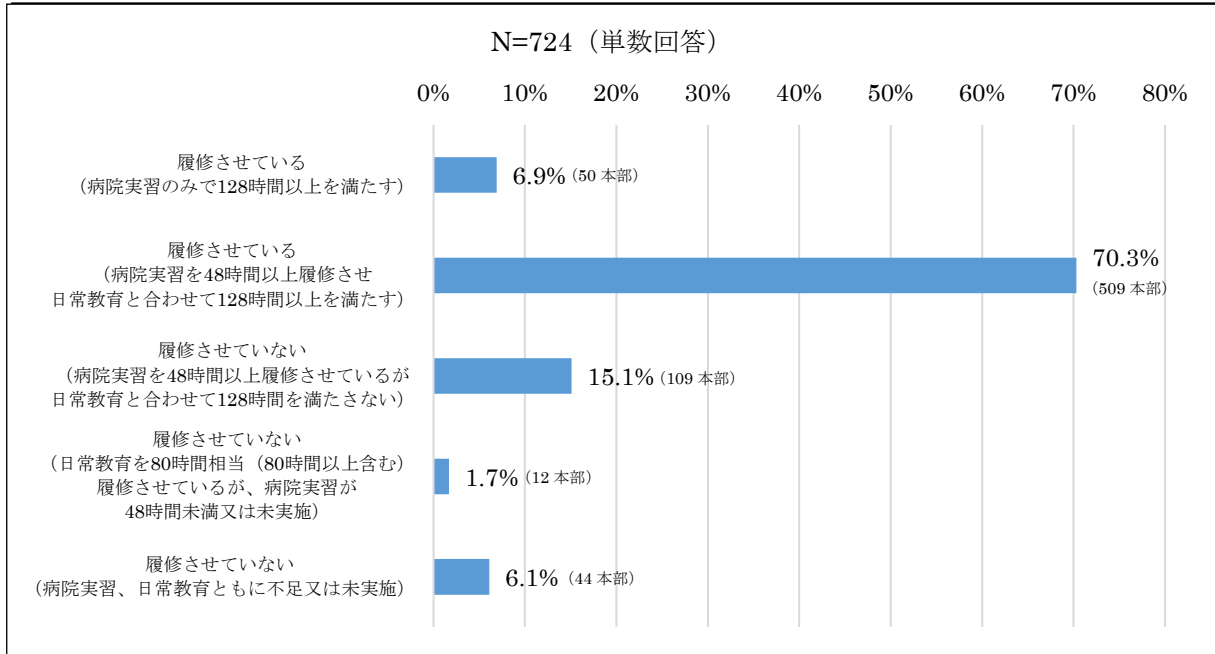
図表 24 救急救命士に対する生涯教育の管理体制 (消防本部票)



3. 救急救命士の再教育の実施状況

2年間で128時間以上の再教育が行える消防本部は559消防本部（77.2%）となっている。

図表 25 再教育の実施状況（消防本部票）
（128時間以上の再教育実施状況）

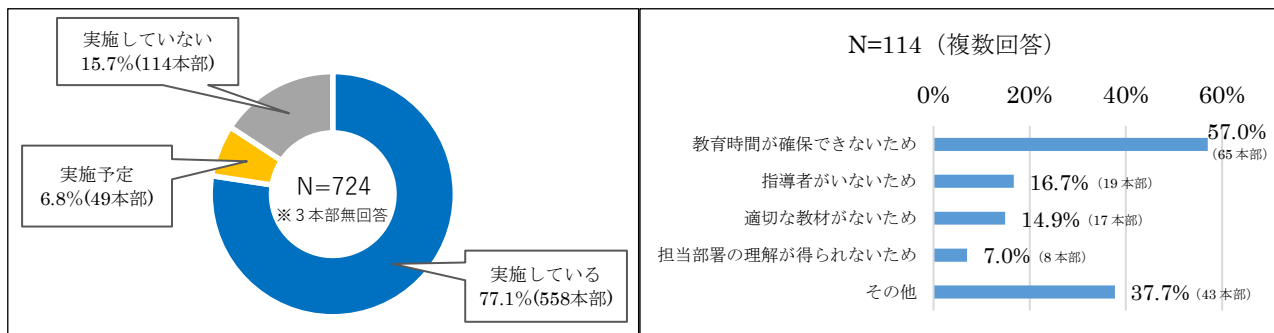


第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導

1. 教育の実施状況

通信指令員の救急に係る教育については、558消防本部（77.1%）で実施している。

図表 26 通信指令員への救急に係る教育の実施状況（消防本部票）
（実施していない理由）



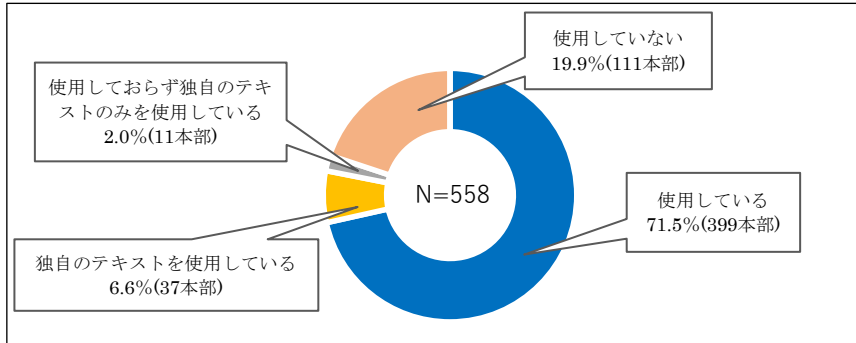
実施していない理由(その他)

○通信指令員が救急救命士又は救急隊員の資格をもっているため ○現場での救急隊経験が豊富なため

2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

教育を実施している 558 消防本部のうち、399 消防本部（71.5%）が「通信指令員の救急に係る教育テキスト」を活用している。

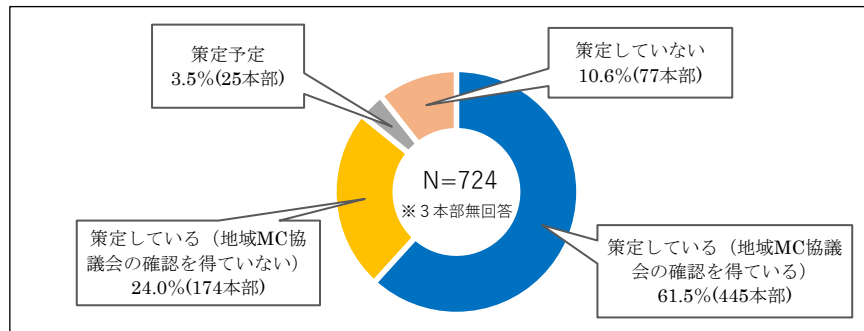
図表 27 教育テキストの活用状況（消防本部票）



3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの確認

全国消防本部の中で 619 消防本部（85.5%）が口頭指導要領を策定している。また、要領を策定している消防本部のうち 445 本部（61.5%）が地域MCによる確認を受け運用している。

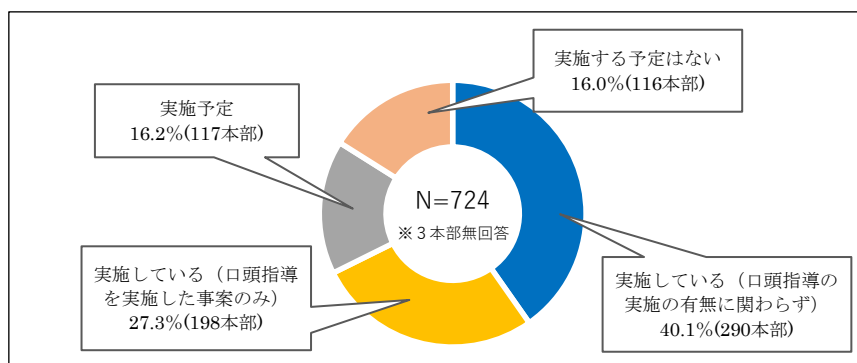
図表 28 口頭指導要領の策定状況（消防本部票）



4. 口頭指導に係る事後検証の実施

全国の消防本部の中で 488 消防本部（67.4%）が事後検証を実施している。また、117 消防本部（16.2%）が実施予定となっている。（令和2年実施している：461 消防本部 63.5%、実施予定：118 消防本部 16.3%）

図表 29 口頭指導に係る事後検証の実施状況（消防本部票）

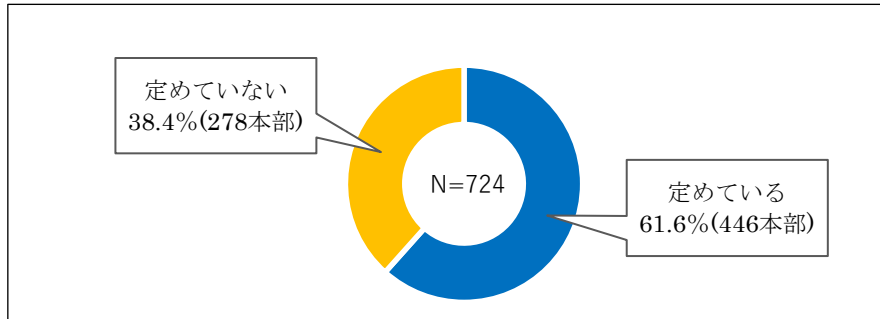


第4節 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

1. 対応方針の策定

心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応方針の策定については、446 消防本部（61.6%）が定めている。

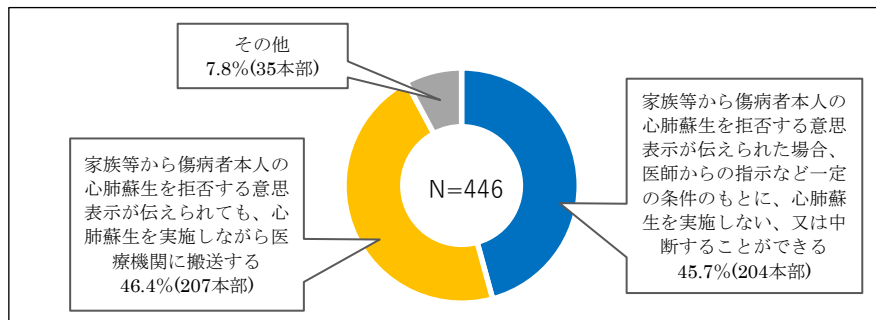
図表 30 対応方針の策定（消防本部票）



2. 対応方針の内容

対応方針を策定している 446 消防本部のうち 204 消防本部（45.7%）が心肺蘇生を実施しない又は中断することができる対応としている。

図表 31 対応方針の内容（消防本部票）

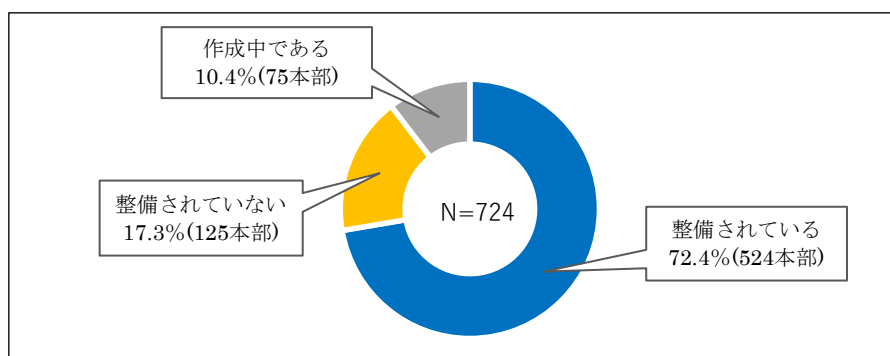


第5節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備

感染防止対策マニュアルについては、524 消防本部（72.4%）が整備している。

図表 32 感染防止対策マニュアルの整備（消防本部票）



2. 感染防止に関する研修の実施状況

研修を定期的に行っている 99 消防本部（13.7%）と不定期に行っている 493 消防本部（68.1%）を併せると 592 本部（81.8%）となっている。

図表 33 感染防止に関する研修の実施状況（消防本部票）

